

東京都公安委員会告示第 2,190号

道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）第 51 条の 4 第 6 項により弁明の機会を付与するので、同条第 7 項の規定に基づき、次のとおり公示送達する。

令和 8 年 10 月 19 日

東京都公安委員会

記

- 1 弁明の機会の付与を受けるべき者及びその件名

別添のとおり

- 2 弁明書の提出先

江東区有明三丁目 7 番 26 号 有明フロンティアビル B 棟
警視庁交通部駐車対策課放置駐車対策センターデータ審査係

- 3 弁明書の提出期限

令和 8 年 11 月 16 日

- 4 公示事項

当公安委員会は、道路交通法第 51 条の 4 第 6 項の規定に基づき、納付命令を受けるべき者に対し、弁明の機会を付与する旨の書面（以下「弁明通知書」という。）を送付したが、所在が不明のため、弁明通知書を送達することができないので、当該弁明通知書は当公安委員会（警視庁交通部駐車対策課）において保管し、いつでもこれを交付するから、弁明の機会の付与を受けるべき者は当公安委員会に出頭の上、受領されたい。

有限会社 ジャヤインターナショナル

株式会社 日本飲食産業

株式会社 ロボケン

高橋 拓海

DANIEL AI VOLSTRUP PETERSEN

岩本 康希

羽根 大地

恩田 空

議員 千尋

高橋 曉

放置違反金の納付命令に関する件	(第	30-106-260902-205928)
放置違反金の納付命令に関する件	(第	30-106-260910-206002)
放置違反金の納付命令に関する件	(第	30-107-260927-202939)
放置違反金の納付命令に関する件	(第	30-332-260912-203552)
放置違反金の納付命令に関する件	(第	30-333-260827-415307)
放置違反金の納付命令に関する件	(第	30-437-260926-414097)
放置違反金の納付命令に関する件	(第	30-438-260908-418041)
放置違反金の納付命令に関する件	(第	30-559-260906-416061)
放置違反金の納付命令に関する件	(第	30-772-260904-205649)
放置違反金の納付命令に関する件	(第	30-773-260828-433546)